

無料相談

市民総合相談 予約は ☎ 0857-20-3862 まで

■市民総合相談センター（市役所駅南庁舎1階41番窓口）【予約不要】
《くらし110番相談窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活相談窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
とき：平日8:30～17:00（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

■法律相談【電話予約制】

内容：法律全般（弁護士対応）
とき：11/4（水）・10（火）・17（火）・24（火）
13:00～16:00（定員各5人ずつ）

ところ：駅南庁舎
予約：10/23（金）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）

とき：11/25（水）13:00～16:00（定員5人）
ところ：本庁舎

予約：11/20（金）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

とき：11/11（水）13:00～16:00（定員5人）
ところ：駅南庁舎

予約：11/4（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
とき：11/19（木）13:00～16:00（定員3人）

ところ：駅南庁舎
予約：11/12（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3862

行政への困りごと相談

内容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
とき：11/5（木）・11（水）・17（火）・24（火）13:30～15:00

ところ：11/5＝市役所駅南庁舎、11/11＝輝なんせ鳥取、11/17＝さざんか会館、

11/24＝トスク本店インフォメーションルーム

☎ 鳥取行政評価事務所 ☎ 0857-24-5542

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
とき：10月21日（水）13:30～16:00

ところ：県庁 会議室

☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

土地・建物の価格や賃料等に関する相談

不動産鑑定士による無料相談です。 ※当日受付
とき：10月9日（金）13:00～16:00

ところ：市役所駅南庁舎

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター
☎ 0857-20-3862 ☎ 0857-26-3864

特設人権相談

とき：10月20日（火）13:00～16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

人権・生活相談（無料）

とき：10月1日（木）・6日（火）・8（木）・13日（火）・15日（木）
20日（火）・22日（木）・27日（火）、29日（水）
15:00～17:00（定員各2人ずつ）

ところ：人権交流プラザ（幸町151）

内容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）

☎ 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外（月曜日～金曜日9:00～16:00）でも、人権福祉員が対応しています。

行政書士無料相談（行政書士制度広報月間）

官公署へ提出する書類や相続・遺言、成年後見、帰化・在留申請などの相談（行政書士業務の範囲内で対応）

※当日受付、先着順
電話相談：とき：10月1日（木）10:00～15:00

専用ダイヤル：☎ 0857-26-1532

無料相談：10月 4日（日）10:00～15:00 気高図書館
10月10日（土）10:00～15:00 県立図書館小研修室
10月15日（木）10:00～12:00 智頭町総合センター1階相談室

11月 1日（日）10:30～14:30 用瀬図書館
おはなしの部屋

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

暮らし、なんでも相談会（無料）

鳥取県内のそれぞれの専門家が一堂に会し、暮らしや企業経営などに関するあらゆる悩み事、困り事、相談事について、

共同して相談に応じます。

※相談者多数の場合、早めに締め切ることがあります。
とき：11月7日（土）10:00～16:00 ※予約不要

ところ：鳥取県立図書館 大研修室（尚徳町）

参加団体：中国税理士会鳥取県支部連合会、鳥取県司法書士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県土地家屋調査士会、鳥取県不動産鑑定士協会、鳥取公証人会、鳥取県行政書士会、鳥取県弁護士会

主催：鳥取県士業団体連絡協議会

☎ 鳥取県弁護士会事務局 ☎ 0857-22-3912

不動産こまりごと相談（無料）

とき：10月13日（火）13:00～16:00

ところ：駅南庁舎1階入口ホール（新日本海新聞社側）

内容：不動産取引に関する一般相談やトラブルなど（民法、借地借家関係、宅建業法、登記、物件に関する相談 その他）

☎ 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
☎ 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部

☎ 0857-27-1844

司法書士無料相談会

とき：10月14日（水）17:00～19:00 ※予約不要

ところ：県立図書館2階 小研修室

内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など

☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

合同行政相談（10/19～25は行政相談週間です）

下記の参加機関による合同行政相談所を開設します。行政や暮らしの困りごとなど、お気軽にご相談ください。

とき：10月19日（月）13:00～16:00

ところ：とりぎん文化会館（尚徳町）

内容：道路、登記、労働、国税、年金、法律、相続、成年後見、人権、福祉などに関すること

参加機関：法務局、税務署、労働局、年金事務所、鳥取県、鳥取市、社会福祉協議会、弁護士（予約制）、司法書士、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員、行政評価事務所

☎ 鳥取行政評価事務所行政相談課 ☎ 0857-24-5542

労働関係機関による日曜合同労働相談会（無料）

解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメント、職場の人間関係など労働問題全般に関する相談会（弁護士、社労士などが対応）

とき：10月25日（日）10:00～15:00 ※事前予約優先

ところ：県民ふれあい会館（扇町）

☎ 労使ネットとっとり（県労働委員会） ☎ 0120-77-6010

鳥取県弁護士会による無料法律相談

とき：10月14日（水）10:00～15:00

ところ：鳥取地方・家庭裁判所

定員：30人程度（当日受付順）

☎ 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

市民文化祭 10月開催

※当月（8日以降）分と翌月（7日まで）分の情報を掲載しています。当月（7日まで）分は前月号をご覧ください。

■中電ふれあいホール
▷第41回サークル展～和紙ちぎり絵～
10月9日（金）～13日（火）9:30～17:00（最終日16:00）
鳥取和紙ちぎり絵サークル（森）☎ 090-3175-1725

■とりぎん文化会館、市民会館他
▷秋季大茶会
10月10・11日（土・日）9:30～15:30
鳥取茶道連合会（衣川）☎ 0857-22-3969

■とりぎん文化会館展示室
▷彩楽会墨彩画作品展
10月16日（金）～18日（日）9:00～17:00（最終日16:00）
彩楽会（景山）☎ 0857-22-3574

■鳥取市文化センターギャラリー文団協
▷かよう会25周年記念展
10月17日（土）～25日（日）9:00～17:00（最終日16:00）
かよう会（内田）☎ 0857-29-2775

■とりぎん文化会館小ホール
▷ダンスポケット2015秋
10月18日（日）15:00～16:30
ダンスコング（加藤）☎ 0857-28-7987

■鳥取市文化ホール
▷第54回 日本海カラオケ芸能チャリティーショー
10月25日（日）12:30～16:30
日本海カラオケグループ（山崎）☎ 0857-26-0762

■鳥取市民会館
▷第279回例会幹の会+リリック公演「女王メディア」
10月25日（日）18:30～20:30
鳥取演劇鑑賞会（本城）☎ 0857-23-6486

■福祉文化会館
▷第79回 鳥取華道連合会いけばな展
10月31日（土）～11月3日（火祝）9:00～17:00（最終日16:30）
鳥取華道連合会（井上）☎ 0857-23-4374

問い合わせ先 鳥取市文化団体協議会
☎ 0857-20-0515（水・木・土・日曜日は除く）

No.031

ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター
☎ 0857-20-3863



メール助手

知らない会社から請求書が届いた。15年前にした借金の債権（返済を受ける権利）を譲り受けたから、遅れた分の利息も含めて払うようにと書かれている。今まで取り立てを受けたこともない。支払いをしないといけないか。

「アドバイス」

このような請求を受けた時は、慌てて相手に連絡を取ってはいけません。

借金をしたこと自体に心当たりが無い場合は、架空請求の可能性もあります。借金をしたことは間違いないが、長い間返済をしていない場合は、時効により債権が消滅している可能性があります。時効についての判断は、弁護士などの専門家に確認することが必要です。対応に迷う場合は当センターにご相談ください。

インターネットや文書で心当たりの無い請求を受けた時は、相手に連絡する前にまずセンターに相談するのじゃ！



ガード博士

ガード博士からのワンポイント！